

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 建設仮勘定の課税仕入れ

Q：当社は現在新社屋を建設中ですが、建設途中で決算を迎えました。設計料や建設手付金は建設仮勘定として計上しています。

ところで、消費税の計算をする際、建設仮勘定に係る取引については、どの時点で仕入税額控除するのでしょうか。

A：設計料は役務の提供が終了していますのでその時点で仕入税額控除できますが、建設手付金は完成引渡しを受けた時点で仕入税額控除をすることになります。

#### 【解説】

建設仮勘定として処理した金額のうち、完成引渡しを受けた部分があれば、その部分については仕入税額控除を行うことができます。

例えば、設計料などは、その建物が完成してなくても、役務の提供が終了していますから、その時点の課税仕入れとなります。

しかし、前渡金や中間金的性格のもので、未だ完成引渡しを受けていないものは、課税仕入れに該当しません。

そのため、原則どおりに課税仕入れに係る消費税を計算すると、建設仮勘定の中から課税期間中の課税仕入れを抽出しなければならないことになります。

もしこのように、それぞれの時点で、その都度仕入税額控除をするのが煩雑であれば、目的物の全部が完成したときに一括して仕入税額控除することもできます。

